

## 利用料金一覧表

令和3年5月31日

**\*費用明細表**

予防給付型通所サービス費(事業対象者・要支援1※一月の中で全部で4回まで)(事業対象者・要支援2※一月の中で5回から8回まで)

種別	通所介護費	運動器機能向上加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)5.9%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)1.2%	新型コロナウイルス感染症への対応	食費
要支援1	384×利用回数	225	5	160	40	88	※1	※2	※3	400×利用回数
要支援2	395×利用回数	225	5	160	40	176	※1	※2	※3	400×利用回数

予防給付型通所サービス費(事業対象者・要支援1※一月の中で全部で5回以上)(事業対象者・要支援2※一月の中で全部で9回以上)

種別	通所介護費	運動器機能向上加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)5.9%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)1.2%	新型コロナウイルス感染症への対応	食費
要支援1	1672	225	5	160	40	88	※1	※2	※3	400×利用回数
要支援2	3428	225	5	160	40	176	※1	※2	※3	400×利用回数

\*口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)5単位は、6月に1回を限度に算定

\*口腔機能向上加算(Ⅱ)160単位は、3月以内の期間に限り1月に1回算定(但し、口腔機能が向上しない場合は、引き続き算定)

\*科学的介護推進体制加算40単位は、1月に1回算定

\* (※1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は、1ヵ月の利用単位数に5.9%を乗じて計算(端数処理四捨五入)

\* (※2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、1ヵ月の利用単位数に1.2%を乗じて算定(端数処理四捨五入)

\* (※3)令和3年4月1日から令和3年9月30日まで新型コロナウイルス感染症への対応として1ヵ月の通所介護費に0.1%を乗じて算定(端数処理四捨五入)

\*送迎減算は同一建物からのご利用者が対象となります。(要支援1→376単位 要支援2→752単位)

やむを得ず、送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない場合があります。

社会福祉法人等利用者負担軽減措置の要件を満たされている方は、適用を受けられます。

\*一定以上の所得のある方は、介護保険の給付率が90%が80%、もしくは70%になり、利用した時の負担割合が2割、もしくは3割負担していただくこととなります

社会福祉法人 緑樹会  
王喜の郷デイサービスセンター